

議案第148号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求める。

記

1 損害賠償の相手方

住所 安曇野市

氏名

2 事故の概要

令和5年10月30日、安曇野市豊科高家1045番地9において、公用車を駐車場所から発進させる際に、アクセルペダルをブレーキペダルと思い込み強く踏み続けてしまい、アパートの駐車場に駐車してあった車両に衝突した物損事故。

3 損害賠償の額

本件事故の原因は、公用車運転者の運転操作の誤りであるため、安曇野市の過失を100%とする。

よって、安曇野市は本件事故の損害の解決金として、相手方に対し780,600円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和5年12月25日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 149 号

令和 5 年度（債務負担行為）三郷東部認定こども園建設事業建築主体工事請負契約について

令和 5 年 11 月 21 日一般競争入札に付した令和 5 年度（債務負担行為）三郷東部認定こども園建設事業建築主体工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和 5 年度（債務負担行為）三郷東部認定こども園建設事業建築主体工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 935,000,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 長野県安曇野市三郷明盛 855 番地 7
丸山硝子 株式会社
代表取締役 丸山 隆則 |

令和 5 年 12 月 25 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 150 号

令和 5 年度（債務負担行為）三郷東部認定こども園建設事業電気設備工事請負契約について

令和 5 年 11 月 22 日一般競争入札に付した令和 5 年度（債務負担行為）三郷東部認定こども園建設事業電気設備工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和 5 年度（債務負担行為）三郷東部認定こども園建設事業
電気設備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 192,500,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 長野県松本市大字岡田松岡 139 番地
西・明北特定建設工事共同企業体
代表 西電設工事 株式会社
代表取締役 西浦 翔 |

令和 5 年 12 月 25 日 提出

安曇野市長 太田 寛